

職業安定分科会(第193回)	参考資料3
令和5年 3月 29日	

看護師等の労働者派遣の運用の適切な履行確保のための 指導監督の実施結果について

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

概要

令和3年度に施行された改正省令（へき地以外のワクチン接種会場及び臨時の医療施設への看護師・准看護師の派遣を期間限定で可能とするもの）の適切な履行確保を図ることを目的とした指導監督の実施結果について（※速報値）

○ 対象者

- ・ 派遣元事業所：422事業所（同一法人の別事業所を含む）

※令和3年6月1日現在の労働者派遣事業報告において「看護師」「准看護師」「日雇派遣労働者（看護業務）」の実績がある派遣元事業所等

○ 実施期間

- ・ 令和4年12月1日～令和5年3月6日

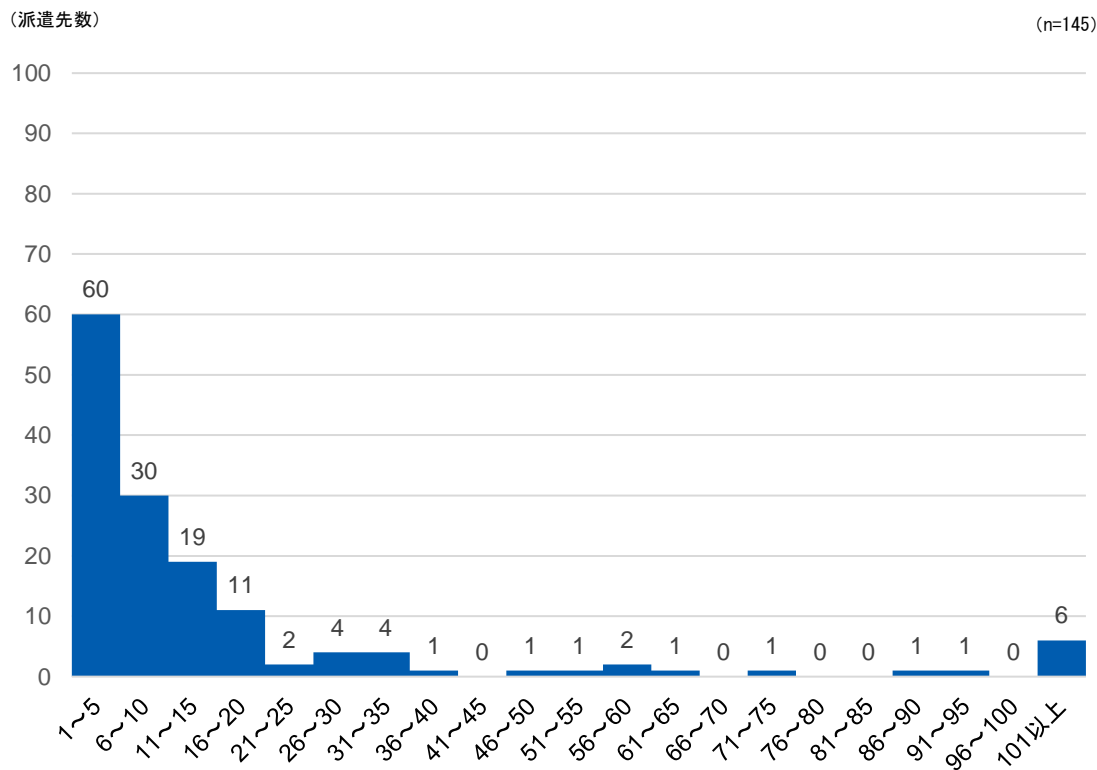
ワクチン接種会場への看護職員派遣（へき地含む）に係る指導監督

1. 概要

※令和4年12月1日時点における状況（以下、2も同じ。）

- ・派遣元事業所数：61
- ・派遣先数：145

2. 一の派遣先に派遣される派遣看護職員数



派遣看護職員数 (人) 2

3. 指導監督の際の確認事項

- ・派遣契約締結に当たり、派遣先から業務の内容等について事前に聴取し、派遣先のニーズに応じた労働者の選定に努めているか
- ・事前研修の実施について、派遣先に確認するとともに、必要な範囲で協力しているか
- ・派遣先において派遣される看護職員に対するコロナワクチン接種が円滑に行われるよう、必要な範囲で協力しているか
- ・派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先との連携を密にすること等により、接種会場においてコロナワクチン接種が円滑に行われるよう努めているか
- ・接種会場への労働者派遣であっても、看護職員が行う診療補助行為等のうち、コロナワクチン接種以外の業務について労働者派遣を行っていないか 等

4. 指導事項

- ・労働者派遣契約を締結する際に、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めていなかった（1件）

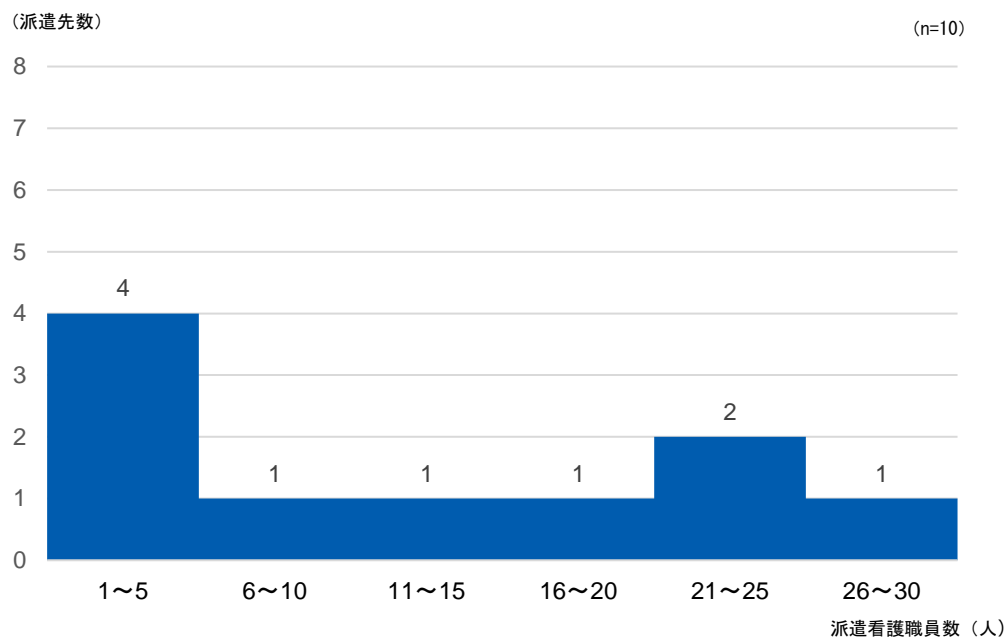
臨時の医療施設への看護職員派遣（へき地含む）に係る指導監督

1. 概要

※令和4年12月1日時点における状況（以下、2も同じ。）

- ・派遣元事業所数：10
- ・派遣先数：10

2. 一の派遣先に派遣される派遣看護職員数



3. 指導監督の際の確認事項

- ・派遣契約締結に当たり、派遣先から業務の内容等について事前に聴取し、派遣先のニーズに応じた労働者の選定に努めているか
- ・事前研修の実施について、派遣先に確認するとともに、必要な範囲で協力しているか
- ・労働者派遣契約を締結する際に、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めているか
- ・派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先との連携を密にすること等により、臨時の医療施設における看護職員の業務が円滑に行われるよう努めているか
- ・臨時の医療施設への労働者派遣であっても、看護職員が行う診療補助行為等のうち、新型コロナウイルス感染症以外の業務について労働者派遣を行っていないか 等

4. 指導事項

- ・特段無し